

ID: 5612

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	市の区域内で行われる共同募金会の設立の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第114条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第114条の規定による。 (共同募金会の認可) 第 114 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第 32 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日